

林業金融

——林業金融を活用し価値ある山つくり

国産材産業の健全な発展をはかるために——

林業振興課 林業金融係 福原義昭

はじめに

本道の林業、木材産業が厳しい経営環境から抜け出し、社会経済の熟成化に伴う多様化したニーズに対応し、その振興を図る上で、今後とも一層、各種補助制度や金融制度の幅広い活用が必要です。

しかしながら、全国的な行財政の状況からして、補助制度の伸びが大きく期待できない今日、「補助」から「融資」への移行が時代の潮流であり、これに即応して、適切な金融制度を生かした経営の改善合理化などの自助努力が肝要であると思われます。

制度金融とは何か

農林水産業の金融は、農協、漁協などの系統金融機関をはじめとする民間金融機関、農林漁業金融公庫などの政府金融機関など各種の機関により担われています。

このうち、法律、規則などに基づいて、その政策目的を遂行するため、国や都道府県が財政資金を融通したり、民間金融機関の貸出しに対して利子補給などを行う一連の政策金融を「制度金融」と総称しています。

制度金融には、その対象事業に応じ多様な手段が設けられており、また農林漁業者の信用力を補う債務保証制度（農林漁業信用基金）も広義の制度金融の範囲にはいります。

制度金融はなぜ必要か

- * 自然状況に左右されやすい豊凶変動、それに伴う農林水産物の価格の変動といったリスク性がある。
 - * 経営規模が一般に零細であることによる収益性が低いこと、信用力の脆弱性。
 - * 投資の回収期間の長期性。
- これらから、一般金融にはのり難い性格を持っているといえます。

そこで、これを補完し、施策推進の上で必要な事項に対し、資金の供給を行うために設けられているのが「制度金融」であり、補助事業とならぶ有力な政策誘導手段となっています。

- * 補助事業などに比べ行政の介入度合が低い。
- * 農林漁業者の自主性をより生かした誘導を図れること。
- * 利子補給を行うものは後年度に財政負担が及ぶものの、補助金に比べ初期の財政負担が小さく、その分、助成対象数を拡大することができる。

このため、「制度金融」は、公共性あるいは施策の推進上の重要性が高く、補助事業などが対象とする分野においては、補助残融資などの形でこれを補うとともに、個別農林漁業経営の近代化のための投資など、私的資本形成の分野で主な役割を担っています。

制度金融にはどんなものがあるか

林業金融は、林業経営の改善や合理化をすすめ、林業・林産業の健全な発展と山村の振興を目的として、造林、間伐、きのこなどの特用林産物や木材の生産、流通などに必要な事業資金、設備資金、運転資金を低利で融資する制度です。

次に、林業・林産業に関連する主な制度金融を紹介します。

農林漁業金融公庫資金制度

林業、林産業の生産力の維持推進をはかるために、一般の金融機関では融通することが困難な資金について、農林漁業金融公庫が長期で低利の政府資金を森林所有者、森林組合、素材生産・木材製造業を営む者などに貸付する資金です。

林業改善資金制度

林業経営の改善、労働災害の防止、林業技術の向上、林業後継者などの養成確保をはかるために、北海道が短期又は中期の無利子の資金を森林所有者、森林組合、素材生産・木材製造業を営む者および林業労働従事者などに貸付する資金です。

国産材産業振興資金制度

国産材の生産および合理化を促進し、国産材関連産業の健全な発展をはかるために、取扱金融機関が短期又は長期の資金を、道内の国産材の生産又は流通を担う事業者に貸付する資金です。

林産業振興対策資金制度

林産事業協同組合などが行う共同事業に必要な資金の融通を円滑にするため、北海道が北海道木材林産協同組合連合会に対し、その資金の一部を貸付け、林産業経営の安定向上および木材価値の安定を図るための資金です。

制度金融の内容

資金制度の内容については、別表のとおりです。

なお、内容についてのお問い合わせは次のとおりです。

* 農林漁業金融公庫資金

林務部林業振興課林業金融係、各支庁林務課

* 林業改善資金

林務部林業振興課林業金融係、各支庁林務課、林業指導事務所、森林組合

* 国産材産業振興資金

林務部林業振興課林業金融係、各支庁林務課

* 林産業振興対策資金

林務部林産振興課木材工業係、各支庁林務課
北海道木材林産協同組合連合会

おわりに

北海道新長期総合計画が目指す「国産材時代をひらくたくましい林業」の実現にむけて、林業・木材産業の活性化をサポートする「林業金融」が広く利用者の方々に理解され、その活用がより効果を挙げることを期待します。

農林漁業金融公庫資金

平成2年10月1日現在

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利 率 (年 利)	償還期限	据置期間	貸付金額の最高限度
林業基盤整備資金	人工植栽（補植を含む）若しくは天然林改良又は森林の保育、保護、保全等の育林	林業を営む者 林業を営む者の組織する法人	補 助 6.5% 非補助 3.5%	補 助 30年以内 (特認40~50年以内) 非補助 30年以内 (計画森林は35年特認45~55年以内)	20年以内 (特認25~35年以内)	負担額の80%に相当する額
	樹苗養成施設の改良、造成又は復旧		災 害 4.6% 一般補助 6.5% 一般非補助 5.0%	15年以内	5年以内	
	林道の改良、造成又は復旧		災 害 4.6% 一般補助 6.5% 一般非補助 5.0%	20年以内 (特認25年以内)	3年以内 (特認7年以内)	
林業経営育成資金	林齢20年（特認25年）以下の人工林又は天然林改良林の取得、造林のための土地の取得 分収育林契約による立木の取得 (森林法に規定する市町村長の勧告等に係るものに限る)	林業を営む者 林業を営む者の組織する法人	3.5%	25年以内		負担額の80%に相当する額又は個人600万円、法人2,000万円のいずれか低い額
	森林の保育、保護、保全等の育林（造林に係るものを除く）で人工林又は天然林改良林に係るもの		5.0%	20年以内		
	特用林産物の生産、林産物の処理加工、流通、販売に必要な機械、施設の設置 森林レクリエーションの施設の改良、造成又は取得		6.5%	15年以内	3年以内	
林業経営安定資金	保安林における利用伐期齢以上の立木の維持	森林所有者たる個人 林業を営む者	5.0%	30年以内		個人 400万円
	相続による人工林等の細分化防止に必要な資金 林業経営の維持に必要な資金 医療 災害（樹苗又は特用林産物に限る。） 負債整理 林業経営の再建整備		災 害 4.6% 一 般 5.0%	20年以内		一般個人 60万円 災害個人 150万円

北海道農業振興資金貸付金規程

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利 声 率 (年利)	償還期限	据置期間	貸付金額の最高限度
林業構造改善事業推進資金	林業構造改善計画に基づいて行う次に掲げる事業 素材、樹苗若しくは特用林産物の生産、造林若しくは林産物の処理加工、流通若しくは販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設又は林業生産環境施設の改良、造成又は取得	林業を営む者 林業を営む者の組織する法人	補助一般 6.5% 共同利用施設 7.5% 非補助 3.5%	20年以内	3年以内	負担額の80%に相当する額又は次の額のいずれか低い額 ・個人1,100万円 ・法人2,200万円 ・但し、林産物処理加工施設は1億円
振興山村過疎地域経営改善資金	振興山村・過疎地域で農山漁村経営改善計画に基づいて行う、特用林産物の生産加工施設、造林に必要な機械、施設の設置	林業を営む者 林業を営む者の組織する法人	5.0% (据置期間は4.5%)	25年以内	8年以内	負担額の80%に相当する額又は次の額のいずれか低い額 個人1,100万円 法人4,400万円
農林漁業施設資金	林業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得	林業を営む者の組織する法人	災害 6.05% 一般 8.3%	20年以内	3年以内	負担額の80%に相当する額
	素材、樹苗及び特用林産物の生産、造林並びに林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械、施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設	林業を営む者	災害 6.05% 一般 7.3%	15年以内	3年以内	負担額の80%に相当する額又は別に定める額のいずれか低い額
中山間地域活性化資金	新商品、新技术の研究開発又は利用、需要の開拓、事業の提携（事業の共同化、合併又は営業の譲渡、譲受けその他これに準ずるもの）に必要な施設の改良、造成、取得、権利の取得	中山間地域の原料で新商品の研究開発等により地域振興に資すると認められるものを営む者	7.3%	15年以内	3年以内	負担額の80%に相当する額
	中山間地域内において、森林資源を公衆の保健の用に供する施設の造成、取得、権利の取得	公衆の保健の用に供する施設を設置する者	6.0% (別に定めるもの) 6.9%			
	中山間地域内における林業生産環境施設の改良、造成、取得	林業を営む者、林業を営む者の組織する法人	5.0%	25年以内	8年以内	

取扱金融機関 農林中央金庫・北海道信用農業共同組合連合会・北海道銀行・北海道拓殖銀行・札幌銀行・北洋銀行・北海信用金庫・遠軽信用金庫・紋別信用金庫・士別信用金庫・北門信用金庫・稚内信用金庫・北見信用金庫・網走信用金庫・古平信用金庫・江差信用金庫

林業改善資金

平成2年10月1日現在

資金の種類	主な貸付対象者	貸付限度額	償還期間	担保
林業労働安全衛生施設資金 安全生産施設資金	森林所有者、造林業者、素材生産業者、林業労働従事者、森林組合、林業を営む会社等	防振装置付きチェーンソー（リモコンチェーンソーを含む）1台につき 25万円 防振装置付き携帯用刈払機1台につき 6万円 電動式刈払機1台につき 35万円 自走式刈払機1セットにつき 140万円 自動枝打払機1台につき 100万円 油圧式立木伐倒機1セットにつき 350万円 玉切り装置1セットにつき 320万円	3年以内 〃 5年以内 3年以内 5年以内 5年以内 〃	無 〃 〃 〃 〃 〃 〃
負荷除去等施設資金	安全生産施設資金に同じ（ただし、林業労働従事者を使用する者が主な借受主体）	暖房装置付き人員輸送車1台につき 150万円 振動障害予防器具1セットにつき 47万円 無線機器1セットにつき 170万円 休憩施設1セットにつき 100万円	5年以内 〃 7年以内 〃	無 〃 〃 〃
林業後継者等養成資金 研修教育資金	林業後継者たる青年、林業労働従事者、林業労働従事者を使用する者	林業後継者、林業労働従事者1人につき 20万円 林業労働従事者を使用する者にあっては、その使用する林業労働従事者1人につき 45万円	3年以上 (1年以上の研修のとき、据置1年)	無
林業経営共同開始資金	林業後継者たる青年、林業後継者たる青年が組織する団体	林業後継者1人につき 260万円 林業後継者たる青年が組織する団体にあっては、その構成する林業後継者1人につき 260万円	5年以内 (うち据置1年)	無

注：担保の欄は、譲渡担保権の設定の有無を表します。ただし、市町村が借り受ける場合、設定の必要はありません。



国産材産業振興資金

平成2年10月1日現在

貸付対象		国産材の生産又は流通の合理化を図るための計画を作成し、認定を受けた次の者 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業、木材製造業、木材卸売業 又はその組織する団体 市場を開設する者又はその組織する団体
資金使途		国産材供給近代化資金（運転資金） 間伐等促進資金（運転資金） 乾燥材供給促進資金（運転資金） 国産材加工流通システム整備資金（設備資金）
貸付条件	貸付限度額	運転資金 1億円以内（特認2億円または4億円以内） 設備資金 8,000万円以内 (特認1億8,000万円以内)
	貸付利率	国産材供給近代化資金、間伐等促進資金 短期資金 年 5.3% 長期資金 年 6.0%
		乾燥材供給促進資金 短期資金 年 4.8% 長期資金 年 5.5%
		設備資金 年 6.6% (一連の製造工場施設を一括設置する場合等 年 6.3%)
	貸付期間償還方法	運転資金 短期資金1年以内 長期資金5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年6カ月以内） 取扱金融機関の定めるところによる
	担保保証人	取扱金融機関の定めるところによる
取扱金融機関		北海道拓殖銀行・北海道銀行・商工中金・農林中金・北洋銀行・札幌銀行・北陸銀行 ・苫小牧信金・石狩中央信金・名寄信金・帶広信金・旭川信金・富良野信金・遠軽信金・紋別信金・札幌信金・空知信金・日高信金・江差信金・北海信金・稚内信金・北見信金・札幌中央信組
申込先		取扱金融機関
照会先		北海道林務部林業振興課林業金融係 各支庁林務課

林産業振興対策資金

平成2年10月1日現在

貸付対象		北海道木材林産協同組合連合会所属の組合等
資金使途		協同組合が行う製材の共同集荷・出荷及び共同加工事業等に要する資金 道木連が行う製材の共同販売事業
貸付限度額		当該組合が定める最高限度額の範囲内で、金融委員会で決定した額
貸付利率		拓銀、道銀、商工中金 年 7.07%以内 信用金庫 年 7.32%以内
貸付期間		1年以内
貸付利率		取扱金融機関の定めるところによる
担保保証人		取扱金融機関の定めるところによる
取扱金融機関		北海道拓殖銀行・北海道銀行・商工組合中央金庫・苫小牧信金・名寄信金・ 紋別信金・遠軽信金
申込先		北海道木材林産協同組合連合会
照会先		北海道木材林産協同組合連合会 北海道林務部林産振興課木材工業係 各支庁林務課

